

役員各位

平成27年4月20日

逆瀬台小学校区まちづくり協議会
「ゆずり葉コミュニティ」
会長 中村 一雄

「平成27年度定時役員会」開催のご案内

当会の会則により総会にかわる「定時役員会」を開催します。何卒万障繰り合わせの上、ご出席下さいますようお願い申し上げます。尚、役員の方で定時役員会にご欠席の方はお手数ですが、中村まで、下記委任状の提出をお願いします。

FAX可 中村 72-5644

委任状提出期限は5月6日（水）迄をお願いします。

※ 尚、役員会は開かれた会議ですから、出席は委員・一般の方も自由に出席できます。

記

1. 日時 平成27年5月10日（日） 10:00～12:00

2. 場所 ゆずり葉コミュニティルーム

3. 議題 平成26年度定時役員会議案書の審議

……配布した議案書は当日持参……

以 上

キリトリ

委 任 状

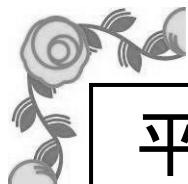
「ゆずり葉コミュニティ」平成27年度定時役員会を都合により欠席しますので、定時役員会に於ける一切の権限を議長に委任いたします。

平成27年 月 日 （ 自治会・管理組合）

住 所

氏 名

㊟



平成27年度定時役員会議案書



日 時 平成27年5月10日(日)
午前10時～12時

場 所 ゆずり葉コミュニティルーム

～ 議 事 ～

報告第1号	平成26年度活動報告	1～3頁
報告第2号	平成26年度会計・監査報告	4～5頁
議案第1号	平成27年度役員選任(案)	6～7頁
議案第2号	平成27年度事業計画(案)	8～9頁
議案第3号	平成27年度会計予算(案)	10頁

《参考資料》

- ★ 平成27年度議決点数表
「役員会」の年間日程表
「ゆずり葉だより」の配布年間日程表 } ……11頁
- ★ 会 則 ……12～14頁
- ★ 会則改正の基本方針 ……15頁
- ★ まちづくり協議会のあるべき姿について ……16頁
- ★ まちづくり協議会について ……17頁
- ★ 宝塚市まちづくり協議会の定義について } ……18頁
「ゆずり葉コミュニティ」組織図
- ★ 自治会組織の再編運動の実施について ……19頁
- ★ 宝塚市自治会連合会の組織と自治会長の認識 ……20頁
- ★ 宝塚市のコミュニティ行政の基本的考え方 ……21頁
- ★ まちづくり地域計画の提案(見直し) ……22～23頁



逆瀬台小学校区まちづくり協議会
「ゆずり葉コミュニティ」

報告第1号 平成26年度活動報告

全体活動

(1) 定時役員会

平成26年4月27日(日)に開催。役員17名(欠席2名)、非議決権者9名出席。

平成26年度 活動報告・会計決算・監査報告の承認を受けた。

平成27年度 役員選任・委員選出。事業計画・会計予算の審議と承認。

(2) 会議開催

① 定時役員会：1回/年。

② 役員会：5回/年。合計125名参加。

③ 五役会：2回/年、12名参加。

④ 広報委員会：17回/年。85名参加。

⑤ 経理委員会：7回/年、18名参加。

⑥ ゆずり葉まつり、運動会など活動支援会議(コミュニティ連絡会議)：5回/年、135名参加。

⑦ 福祉ネットワーク会議：平成26年10月5日(日)実施。32名参加。

(3) 「ゆずり葉まつり」

平成26年10月18日(土)に開催。家庭・地域・学校が一体となって取り組まれた。「お神輿わっしょい」「子供コーラス」「お化け屋敷」「ゲーム」などで盛り上がり、子供たちの健全育成の醸成となった。

(4) 逆瀬台小学校運動会

平成26年9月27日(土)に開催。「追っかけ玉入れ競技」に参加。

(5) 地域福祉「第2地区セーフティネット会議」

平成26年10月11日(土)に開催。宝塚市地域福祉計画(第2期)の施策を推進するにあたり、エリア制によるネットワークの構築が重要となっている。「より身近なエリア」「概ね小学校区のエリア」「7ブロック(地区)のエリア」「宝塚市のエリア」の4領域ごとの活性化です。地区自治会連合会、地区民児協議会、社協地区センター、地域包括支援センターによる会議に参加。

(6) 宝塚市まちづくり協議会代表者交流会

平成26年 5/7(水)、6/2(月)、9/3(月)、11/5(水)、

平成27年 1/7(水)、3/11(水)、6回開催され特命部長(渉外)が出席。

事務局活動

広報委員

① 広報紙の発行とブログの更新

「ゆずり葉だより」を年4回、B4版4面、カラー印刷で発行した。

ブログを活用し情報公開に努めた。

② 広報紙の配布

年度当初に1年間の配布日時を設定し、校区を網羅する10自治会長、4マンション

理事長又は担当者がコミュニティルームで引き取り、全戸配布した。

また、外部配布は、行政関係、小・中・高の各学校、中央・西図書館、エデンの園、てくてく、せいいい逆瀬台デイサービスセンターに配布した。

- ③ ゆずり葉まつり、逆瀬台小学校運動会の域内活動に限らず宝塚市内で、音響ボランティアとして、器材を持参し、放送・音響業務を担当した。

書記委員

役員会のレジюме資料は、会議開催日の20日前に作成し、役員19名と関係委員に配布した。議事録は詳細に記録して会長に届け、次回役員会で全員に配布した。

経理委員

支払の請求があれば、出納は書類を確認して迅速・正確に行なった。補助金の申請と報告書は、行政マニュアルに従って、説明責任が果たせるよう作成・提出した。

施設委員

活動拠点「ゆずり葉コミュニティルーム」の利用状況は、延べ439時間／年であった。午前中の利用は、比較的ゆとりがあるので有効活用を図っていく。

活動支援局活動

(1) 地域交流事業

- ① 4マンション自治会と4マンション管理組合で構成する「白瀬川兩岸集合住宅協議会」は、毎月第2日曜日に代議員が集まりコミュニケーション会議を行なった。
- ② シネマシアター上映会は、毎月数ヶ所の屋内会場や野外映画会を行い、映画を通して親睦を図った。
- ③ 自治会や老人クラブ、福祉活動委員会などが、桜祭り、夜桜の集い、盆踊り大会、夏祭り、納涼花火会、文化祭、音楽会、展覧会、絵画展、お茶会、もちつき、収穫祭など活発な事業を行い、住民の親睦、連帯意識の醸成と文化の高いまちづくりを進めた。
- ④ 地域における支え合い、見守り支援の仕組み作りを行った。

(2) 子どもの健全育成・三世代交流事業

- ① 子ども・親・高齢者の異世代ふれあいを通して連帯意識を培うべく、小学生入学・卒業の歓送迎会、クリスマス会、里山ハイキング&バーベキュー、芋ほり、遊ぼう会など野外で三世代のふれあい事業を実施した。
- ② 子どもたちを対象に大型紙芝居・人形劇や秋の文化祭・児童コーラス、夏休み学習会・基礎英語会話学習、ソロバンの指導などを行い、健全育成を図った。
- ③ 子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する心を育み、豊かな人間性を涵養するため、平成17年度から毎月「伝統文化いけばな子ども教室」の活動を進展させている。
- ④ ペットボトルのキャップを集めて「世界の発展途上国の子どもたち」にワクチンを贈る運動「エコキャップ運動」を推進した。

(3) 防災・防犯推進事業

当校区の高齢化率は、42.5%と市内最高にある。安全で快適なまちづくりに住民の防災意識の高揚と自主的な防災、防犯運動を展開した。また、育成会児童の見守り同伴下校のボランティア活動への参加の呼びかけを実施した。児童の登下校時に合わせての散歩や植木の手入れなど児童を見守る活動を行なった。

(4) 環境美化推進事業

- ① 「まちをきれいに」を合言葉に公園や川の清掃活動を行なって自然を保護し、ミヤマアカネトンボやホタルを育て、その鑑賞用道路を整備した。
- ② 「花と緑の会」の活動は、各单位自治会や管理組合で活発に取り組んだ。

(5) ゆずり葉散策路整備事業

- ① 平成10年から始まった整備事業を継続して、裏山の豊かな自然を活かした身近な場所に四季折々の花と緑があり、高齢者・子どもたち家族揃ってできる健康づくりのための散策路があればと願っている。その整備を行ない、裏山の自然を観察しながらの健康ハイキングができるコースを開拓して、そのルート整備を行なった。
- ② 行者山東観峰登頂ハイキングを毎週日曜日の午前に実施した。

(6) 健康・福祉ネットワーク事業

- ① 平成26年10月5日(日)、14の構成団体の32名により福祉ネットワーク会議を実施した。
- ② 住み慣れた地域で健康と安心を目指し、健やかでやすらぎに満ちた暮らしと、生涯にわたる健康づくりを推進した。ハイキング、卓球、太極拳、健康リズム体操、ゲートボール、健康教養講座・健康教室の出前講座などを活発に行なった。
- ③ 高齢者の見守りや閉じこもり予防・介護予防事業として、敬老の日のお祝い訪問、高齢者相互の絆づくりを目指す食事会、ふれあいサロン（既に8マンションで実施中）、健康カラオケサロン、歌唱クラブ、ウクレレの会、手芸サークル、マージャン同好会などを実施して健康づくり・福祉ネットワーク事業を活性化した。
- ④ マンション群で、催事にたいするドアトウドアの移動手段を実施した。

(7) マンション群で「食の安全事業」としての直販実施

超高齢化が進み、急坂の多いベッタタウンである当地は、近隣に商店街がないため、食品の直販を始め地域づくりを高める多彩な取組みを展開した。地域密着型のプロポーザル要項によるファミリーマート逆瀬台1丁目店が平成25年12月から開店。その駐車場で平成26年12月中旬から新鮮野菜と果物の野外販売が行われている（現在、毎週水曜日が定休日）。

報告第2号 平成26年度会計・監査報告

平成26年度 会計収支決算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	実 績 額	摘 要
前年度繰越金	88,746	88,746	平成25年度からの繰越金
市の補助金 (1)	386,000	386,000	補助金交付要綱第5条1・2・3号
市の補助金 (2)	170,000	170,000	4号・祭り・文化・技能祭の絆づくり事業
福祉コミュニティ支援事業	195,000	195,000	宝塚市社会福祉協議会の助成金
ふれあいいきいきサロン支援事業	30,000	40,000	「ゆずり葉シニアサロン」継続助成金
年末年始地域ささえ愛事業	30,000	30,000	逆瀬川マンション投票所投票率向上活動
協 賛 金	110,000	108,970	10自治会、4管理組合、エデンの園
広 告 収 入	236,000	278,120	「ゆずり葉だより」広告料
雑 収 入	100	44	利息
合 計	1,245,846	1,296,880	

支出の部

項 目	予 算 額	実 績 額	摘 要
活 動 費	250,000	267,020	組織運営、地域課題事業
広報紙・ホームページ事業費	445,000	452,630	広報紙年4回発行
市の補助金(2) 第5条4号	170,000	170,000	祭り・文化・技能祭の絆づくり事業
福祉コミュニティ支援事業	195,000	199,547	宝塚市社会福祉協議会の助成金
ふれあいいきいきサロン支援事業	35,000	45,000	同上・ゆずり葉シニアサロン継続助成金
年末年始地域ささえ愛事業	30,000	37,139	逆瀬川マンション投票所投票率向上活動
会議室等使用料	2,000	1,200	コミュニティルーム使用料
プリント・コピー・文具代	30,000	31,530	
予 備 費	88,846	—	
小 計	1,245,846	1,204,066	
次年度繰越金	—	92,814	
合 計	1,245,846	1,296,880	

平成26年度の収支決算について、以上のとおり報告します。

平成27年3月31日

経理委員 西澤 芳 正



上記会計報告について、監査の結果適正であったことを認めます。

平成27年4月1日

監査役員 田 麦 典 房



特 別 会 計

拠点施設運営協力積立金特別会計

拠点施設運営協力積立金	25年度残高	収 入	支 出	残 高
26年度	682,311	42,100	105,624	618,787

※ 収入の内、利息を含む

平成26年度の収支決算について、以上のとおり報告します。

平成27年3月31日 施設委員 西 澤 芳 正 (印)

上記会計報告について、監査の結果適正であったことを認めます。

平成27年4月1日 監査役員 田 麦 典 房 (印)

参考：

◆ 宝塚市まちづくり計画に位置付けられた
地域事業補助金

(1) 逆瀬台夏祭り	60,000 円
(2) 音楽会・展覧会・お茶会	60,000
(3) 逆瀬台桜まつり	30,000
(4) 比翼の会・人形劇公演	20,000
<hr/>	
(合 計)	170,000

◆ 福祉コミュニティ支援事業支出明細

(1) 光ガ丘老人クラブ活動事業	87,428 円
(2) 光ガ丘福祉活動事業	42,149
(3) 白瀬川ブロック・4サロン	40,000
(4) 逆瀬台福祉活動	29,970
<hr/>	
(合 計)	199,547

議案第1号 平成27年度役員を選任

◆ 平成27年度役員名簿(案) ◆

氏名	住所	電話	所属
由利 徹			
河野 彰			
古泉義太郎			
谷川原宇子			
鬼頭 勝			
遠藤捷爾			
井上利男			
佐々木敏裕			
野田真弓			
千秋良雄			
斉藤容子			
安木賢行			
石谷清明			
中村一雄			
栗山 順			
佐野 守			
比良 勤			
多田正義			
北田 実			

◆ 平成27年度5役名簿(案) ◆

役職	氏名	住所	電話	所属
相談役	井篁曄雄			
会長	中村一雄			
事務局長	石谷清明			
活動支援局長	千秋良雄			
特命部長	古泉義太郎			

注：(1) 宝塚市自治会連合会の組織強化に関連して、5役を設け相談役と特命部長を入れる。
 (2) 相談役には、議決権を有しない。

◆ 平成27年度監査役名簿（案）◆

役 職	氏 名	住 所	電 話	所 属
監査役員	田 麦 典 房			

◆ 平成27年度事務局委員名簿（案）◆

役 職	氏 名	住 所	電 話	所 属
広報委員	北 川 順 子			
書記委員	鬼 頭 勝			
書記委員補佐	遠 藤 捷 爾			
経理委員	西 澤 芳 正			
施設委員	千 秋 良 雄			

◆ 平成27年度活動支援局委員名簿（案）◆

役 職	氏 名	住 所	電 話	所 属
活動委員	岩 井 友 久			
〃	西 澤 芳 正			
〃	大 迫 規 子			
〃	清 水 妙 子			
〃	鬼 頭 勝			
〃	宮 部 鶴 子			
〃	由 利 徹			
〃	石 谷 清 明			
〃	内 田 佑 子			
〃	阪 尻 千 恵 子			

議案第2号 平成27年度事業計画（案）

全体活動事業

設立から20年目を迎える当会は、他団体との連携と協働の強化とりわけ域内における「スポーツクラブ21ゆずり葉」、「逆瀬台小学校PTA」、「民生委員・児童委員」などと多様化した協働の場を拡げる。10自治会・4管理組合を中核とした役員会の議決機関と執行機関である事務局、活動支援局による2局体制を効果的に機能させ、地域コミュニティの創造的形成を推進していく。

(1) 平成27年5月10（日）に総会にかわる「平成27年度定時役員会」を開催する。

役員会は、奇数月に3役による役員会資料の作成と配布、偶数月の第1日曜日午前10時から役員会の開催を基本とする。（参考資料11頁の「役員会」の年間日程表を参照）。

(2) 「宝塚市まちづくり協議会代表者交流会」は、活動支援局長が全権委任を以って出席する。

(4) ゆずり葉まつりは、秋祭りとして「逆瀬台小学校ゆずりは会」を支援し、前年度なみを行う。

(5) 逆瀬台小学校運動会に地域の一部代表として参加する。

(6) 4マンション管理組合への宝塚市自治会連合会への加入促進策。

全国的に地域主権が進む中、自治会結成と宝塚市自治会連合会への加入促進について、宝塚市と宝塚市自治会連合会による説明会が開催されれば参加する。

(7) 第5次宝塚市総合計画「まちづくり地域計画」は、単なる計画に終わらせないためにフォロー体制を強化する。（参考資料22～23頁の「地域ごとのまちづくり計画」を参照）。

事務局活動事業

(1) 広報委員

地域自治を担う組織づくりは、情宣活動が非常に大切である。情報の受・発信に努め住民にオープンな情報の伝達を図る。

① 広報紙の発行：年4回、B4版4面、カラー印刷で行う。

参考資料11頁の「ゆずり葉だより」の配布年間日程表によりCルームで各団体に広報紙を配布する。

② ホームページの更新：<http://yzrh.exblog.jp/>

HP掲示板の更新：<http://8507.teacup.com/yuzuriha/bbs>

ブログの更新：<http://www.hnpo.comsapo.net/yuzuriha/>

③ Eメール：yuzurihacom@a.zaq.jp

(2) 書記委員

役員会の議事録を速やかに作成する。併せてブログは、紙ベースと違い情報量の制限もなく、多量でスピーディに配信出来る。アップデートして情報のオープン化と資料保存の確保を行う。

(3) 経理業務

出納・収支管理の他、予算管理や補助金等の資金調達活動も行う。

(4) 施設業務

コミュニティルーム等の運営業務を行い使用日の受付、使用料の徴収、鍵の管理等行う。

活動局活動支援事業

(1) 地域交流事業

- ① 自治会や老人会、福祉委員など活発な事業を行い、文化の高いまちづくりを形成する。
- ② 「白瀬川両岸集合住宅協議会」は毎月代議員が集まりコミュニケーション会議を行う。

(2) 子どもの健全育成・三世代交流事業

子ども・親・高齢者の異世代ふれあいを通して連帯意識を醸成する。野外で三世代のふれあい事業を実施し、子どもたちの健全育成を図る。

(3) 防災・防犯推進事業

災害の未然防止に防災訓練の参加や防災意識の高揚を図る。
児童の登校時、下校時に時間を合わせての散歩や植木の手入れなど児童の見守りを行う。

(4) 環境美化推進事業

「まちをきれいに」を合言葉に公園や川のクリーンハイキング、清掃活動を行う。

(5) ゆずり葉散策路整備事業

平成10年から始まった整備事業を継続して、豊かな自然を活かした身近な場所に四季折々の緑と花があり、高齢者・子ども家族揃って出来る「健康づくりの散策路整備」を行う。

(6) 健康福祉ネットワーク事業

高齢者福祉、子育て支援、特に一人暮らしの日常的な高齢者見守り活動や災害時の救助活動「災害時要援護者支援制度」、「安心生活創造事業制度」の取り組みと健康福祉ネットワーク事業を活性化する。

(7) マンション群で「食の安全事業」として直販活動を深化させる

超高齢化が進むなか、商店街もなく急坂の多いベッタウンであり食の安全に直販を拡充し、地域コミュニティ形成に向けて多彩な取り組みを展開していく。

議案第3号 平成27年度会計予算(案)

平成27年度 会計収支予算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

収入の部

単位：円

項 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	92,814	平成26年度からの繰越
市の補助金(1)	386,000	補助金交付要綱第5条1・2・3号
市の補助金(2)	170,000	補助金交付要綱第5条4号
社協の助成金(1)	197,000	福祉コミュニティ支援事業ステップアップ活動
社協の助成金(2)	40,000	ふれあいいきいきサロン「ゆずり葉シニアサロン」
社協の助成金(3)	30,000	年末年始地域ささえ愛事業
協 賛 金	110,000	@30円/戸
広 告 収 入	250,000	「ゆずり葉だより」広告料
雑 収 入	100	利息
合 計	1,275,914	

支出の部

項 目	金 額	摘 要
活 動 費	282,000	組織運営、地域課題事業
広報紙・ホームページ事業費	430,000	広報紙年4回発行
市の補助金(2)	170,000	補助金交付要綱第5条4号
社協の助成金(1)	197,000	福祉コミュニティ支援事業ステップアップ活動
社協の助成金(2)	45,000	ふれあいいきいきサロン「ゆずり葉シニアサロン」
社協の助成金(3)	30,000	年末年始地域ささえ愛事業
会議室等使用料	2,000	コミュニティルーム使用料他
プリント・コピー・文具代	30,000	
予 備 費	89,914	
合 計	1,275,914	

特 別 会 計

拠点施設運営協力積立金特別会計

拠点施設運営協力金	26年度残高	収 入	支 出	残 高
27年度	618,787	45,000	30,000	633,787

◆ 別表Ⅱ（第6条関係） 平成27年度議決点数表

自治会及びマンション管理組合	総戸数 / 議決点数
逆瀬台自治会	768 / 760
光ガ丘自治会	437 / 430
逆瀬川グリーンハイツ自治会	323 / 320
阪急青葉台自治会	309 / 300
宝梅園団地自治会	171 / 170
逆瀬川マンション自治会	166 / 160
ゆずり葉台自治会	101 / 100
宝塚西山住宅自治会	100 / 100
阪急逆瀬台マンション自治会	83 / 80
逆瀬台2丁目自治会	80 / 80
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	453 / 450
逆瀬川パークマンション管理組合	150 / 150
逆瀬台住宅管理組合	120 / 120
シャンティー逆瀬川管理組合	48 / 40
合 計	3,309 / 3,260

◆ 「役員会」の年間日程表

場 所： ゆずり葉コミュニティルーム

定時役員会	平成27年5月10日(日)	10:00~12:00	(総会に替わる)
6月度役員会	// 6月7日(日)	10:00~12:00	
8月度役員会	// 8月2日(日)	10:00~12:00	
10月度役員会	// 10月4日(日)	10:00~12:00	
12月度役員会	// 12月6日(日)	10:00~12:00	
2月度役員会	平成28年2月7日(日)	10:00~12:00	
定時役員会	// 4月24日(日)	10:00~12:00	(総会に替わる)

◆ 「ゆずり葉だより」の配布年間日程表

下記日時で「ゆずり葉コミュニティルーム」において、各自治会・管理組合の担当者が引取りをお願いします。

平成27年6月21日(日)	10:00~11:00
// 9月20日(日)	10:00~11:00
// 12月20日(日)	10:00~11:00
平成28年3月20日(日)	10:00~11:00

逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」と称し、通称を「ゆずり葉コミュニティ」と云う。

(会 員)

第2条 本会の会員は、逆瀬台小学校区に居住する住民とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、逆瀬台小学校北館「ゆずり葉コミュニティルーム準備室」内に置く。

(目的と活動)

第4条 地域住民参加による地域文化の創造・生涯学習・健康福祉の増進・自然保護・生活環境の向上等を目的とする地域活動を支援し、住民相互の交流を図ると共に「健康で心豊かな生活、住みよいまちづくり」を目指して活動する。

(役 員)

第5条

- 1 役員は、別表Ⅰのとおり選任する。
- 2 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに役員を選任し、就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第6条

- 1 役員会は役員で構成し、必要のつど開催して、次の事項を審議し決定する。
 - ① 会則の制定及び改廃に関すること。
 - ② 会長、事務局長、活動支援局長及び監査役員並びに委員の選任に関すること。
 - ③ 事業報告及び決算報告に関すること。
 - ④ 事業計画及び予算に関すること。
 - ⑤ 逆瀬台小学校区における「まちづくり」に関すること。
 - ⑥ その他本会の運営に関すること。
- 2 役員会は、会長が招集し、構成員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 役員会の議事は、全員の合意による決定を原則とし、全員の合意に至らないときは、別表Ⅱの議決点数により賛否を決する。
- 4 年度当初（4月）の役員会は定時役員会とし、1項②号、③号及び④号は必定議案とし審議決定する。

5 定時役員会の議案は、事務局長が会長、活動支援局長と協議して作成し提出する。
ただし、事業報告書、決算報告書は、前年度の会長、事務局長、活動支援局長が作成し提出する。

6 役員会の議長は、会長がこれを行う。

(会長)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括すると共に、対外業務を行う。

(事務局)

第8条

構成	員数	担当業務
事務局長	1名	事務局を総括し会長を補佐する。
広報委員	2名	広報紙の発行及びITの活用による情報・宣伝業務を行う。
書記委員	2名	書記業務及び庶務業務を行う。
経理委員	1名	経理業務を行う。
専任経理委員	—	必要に応じ、特定事業の経理業務を行う。
施設委員	1名	逆瀬台小学校及び逆瀬台サービスセンター内の本会の関係施設及び備品の管理業務を行う。

(活動支援局)

第9条

構成	員数	担当業務
活動支援局長	1名	活動支援局を総括し、会長を補佐する。域内個人・活動団体の登録申請の受付、審査及び許可業務並びに登録団体・個人との連携、調整、支援に係る業務を行う。
活動支援局委員	10名以下	活動支援局長の補佐業務を行う。

(会計監査)

第10条

構成	員数	担当業務
監査役員	1名	経理処理の監査業務を行う。
監査委員	1名	監査役員の補佐業務を行う。

(活動資金)

第11条 本会の活動資金は、助成金・協賛金・事業活動による収益金等を充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

付 則

1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

2 「ゆずり葉コミュニティ会則」は、平成20年3月末日をもって廃止する。

別表Ⅰ（第5条関係）

自治会及びマンション管理組合	役員数(名)
逆瀬台自治会	2
光ガ丘自治会	2
逆瀬川グリーンハイツ自治会	2
阪急青葉台自治会	2
宝梅園団地自治会	1
逆瀬川マンション自治会	1
ゆずり葉台自治会	1
宝塚西山住宅自治会	1
阪急逆瀬台マンション自治会	1
逆瀬台2丁目自治会	1
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	2
逆瀬川パークマンション管理組合	1
逆瀬台住宅管理組合	1
シャンティー逆瀬川管理組合	1
合 計	19

備考 役員数は、301戸数以上2名、300戸数以下1名、
の基準により算定する。

別表Ⅱ（第6条関係）

自治会及びマンション管理組合	総戸数 / 議決点数
逆瀬台自治会	/
光ガ丘自治会	/
逆瀬川グリーンハイツ自治会	/
阪急青葉台自治会	/
宝梅園団地自治会	/
逆瀬川マンション自治会	/
ゆずり葉台自治会	/
宝塚西山住宅自治会	/
阪急逆瀬台マンション自治会	/
逆瀬台2丁目自治会	/
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	/
逆瀬川パークマンション管理組合	/
逆瀬台住宅管理組合	/
シャンティー逆瀬川管理組合	/
合 計	/

備考 1 議決点数は、該当地区の総戸数とし、毎年4月に至近の
調査戸数を申告する。

2 10戸未満は切り下げとする。

逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則改正の基本方針

- (1) 地方分権が進み「宝塚市の地域自治制度」を担える組織づくりに向けて議決機関は、単位自治会（単位マンション管理組合を含む）から選出した役員をもって構成する。
 - ①小学校区の広域になると議決の仕組みが大切で「代議員制度」の確立が重要となる。「逆瀬台小学校区自治会協議会」の充実が重要。
 - ②単位マンション管理組合は、財産管理が主目的であって自治会制度の組織化が必要である。このため宝塚市全体として「マンション自治会結成の促進」を図る。
 - ※ 具体的に平成19年12月2日(日)宝塚市役所において管理組合の理事長に対し説明会を開催した。
- (2) 議決機関は「役員会」と称する。
 - ①会則による「まちづくり協議会」を機能させるには、絵に描いた餅ではなく如何に組織を簡素化^{スリム}するかである。
 - ②最高議決機関、常任評議会とか評議委員の用語はさげ住民誰でもが分かる一般用語の「役員会」にして総会を含む議決機関としての会議体を一本化した。
 - ③会議体の議論は、過程（プロセス）が大切であり二重構造の組織は不要である。
 - ④組織の牽制制度は大切であるが、議決機関において実践活動の汗をかかない人達が議決だけの権利主張をされても、執行機関には十分な理解が得られない。
 - ⑤会長、事務局長、活動支援局長は、役員会のメンバーから選任する。

これは組織の一貫性及び議決と執行のスムーズな協働を図るためである。
- (3) 組織の柱
 - ①組織の柱が議決機関「役員会」及び執行機関の「事務局」と「活動支援局」になったことはシンプルで分かりやすく画期的発想である。
 - ②宝塚市は、「まちづくり基本条例」「市民参加条例」があるが、「宝塚市まちづくり協議会」に関する条例はない。現状として民生委員、防犯推進委員、青少年育成市民会議、健康づくり推進委員など多数の分野別による縦割り行政の地域活動を行っている。

この観点から活動支援局のボランティア組織の活動は、自律と参画による「個人・活動団体」を如何に支援するかにある。
 - ③会則改正は、住民の個人及び団体の提案権や活動権を基本にしており、ボランティア活動のより一層の活性化が図られている。ボランティア委員（部会長）は、主体的に部会を結成させ活動しやすい組織となった。
- (4) 議決に関して話し合いによる合意を基本とするが、全員の合意に至らないときは、全住民の公平性を期すため「議決点数」制度を設ける。これは画期的方策である。
- (5) 小学校区の地域づくりに大切なことは、「会則」の運用を上手くやることと広報紙やIT活用による「情報の受・発信」の充実それに「人材」確保、特に地域リーダーは人望・人格に優れボランティアのみんなが楽しくやれる一語につきる。

以上

～まちづくり協議会のあるべき姿について（考察）～

「まちづくり協議会」は、自治省（総務省）の答申に基づき、行政（宝塚市）が主導（先導）して構築した組織＝「概ね小学校区地域」の「最小（行政区）執行組織」であると考えます。但し、他の行政が構築した組織＝民生委員・選管/明推協委員・人権委員・などは「人事を含めた運営が行政」によって行われますが、「まちづくり協議会」は「人事を含めた運営が地域住民」により行われる点が根本的に異なります。

また「地域自治」の担い手（受け皿）となり得る「まちづくり協議会」は、組織として、以下に述べる幾つかの条件を満たす必要があると考えます。

その成り立ちの経緯から、「まちづくり協議会」は「行政の下部組織」であるとの認識を、一部の「まちづくり協議会」（執行部）が未だに持っているように見えますが、これは誤りと思います。

その理由として「まちづくり協議会」は、地方自治→地域自治の実現に際し、「**地域住民の合意形成が出来る組織**」である事を前提とする「最小の執行組織」であり、近未来の「地域住民主導による“まちづくり”」に際し、最重要かつ不可欠な役割を担う「執行組織」にならねばならない、と考えるからです。

従って「最小の執行組織」としての「まちづくり協議会」は「地域住民の合意」を形成する事が出来ない

「単なる活動家の集合団体（組織）であってはならない」と考えます。

また「地域活動を自ら行う」事を「まちづくり協議会」の目的とせず「**地域にとって有為な活動を行う“個人～組織・団体”への支援を行う**」事を目的とすれば、従来からの地縁団体である「自治会との親和性」が無理なく生まれ、「自治会」が「まちづくり協議会」に対して積極的に協力する事が可能となり「“自治会と一体化”した“まちづくり協議会”」を形成することが出来ると考えます。この「まちづくり協議会」は「地域（小学校区）住民を代表する（自治）組織」になり得ると考えます。（支援：情報の収集・提供及び広報、人材紹介、資金助成、など。）

上記の考え方に基づいて「県民交流広場事業」の受け皿が「最小の執行組織」である「まちづくり協議会」となったことは当然と考えますが、たとえ「“まちづくり協議会”を名乗る団体」であっても「地域住民の合意」を形成する事が出来ない「名ばかりの“まちづくり協議会”」では「地域（小学校区）住民を代表する（自治）組織」にはなり得ないため、地域自治の受け皿組織としては不適切と考えます。

現時点で「地域住民の合意」が形成出来る組織は「最小の自治組織（地縁団体）」である「（単位）自治会、見直し自治会（集合住宅管理組合）」以外には存在しないため「まちづくり協議会」と「（単位）自治会」「見直し自治会」が一体となった「**当該地域をもれなく網羅する組織**」こそ、最も優れた「地域（小学校区）住民を代表する（自治）組織」＝「まちづくり協議会」と考えます。

併せて「車の両輪論・組織」は一見優れた「論・組織」のように見えますが、両輪が同期（協調）して回らない限り、車（組織）は迷走してしまう。危険性を忘れてはならない、と考えています。新組織構築の検討にあたり、勉強会講師はじめ多々ご協力ご助言を頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。

以上

～ “まちづくり協議会” について ～

－ 1 － 住民の権利（義務）

- ① 提案権・・・何を？・何時？・どの団体/組織の？・誰に？
個人・団体の提案 → 地域としての提案
(例：行政への要望・改善提案・助成金・交付金の使途・等。)
- ② 活動権・・・個人・団体（個々の活動） → 地域の活動
(例：見守り活動、防犯活動、等、全地域が連携して行うべき活動への支援。)
- ③ 評議/議決権・・・「住民合意形成組織」の構築が必要となる。
(議決権を持つ組織は、権利と共に責任・義務を果たさねばならない。)

－ 2 － 現状唯一の“住民組織”自治会

- ④ ~~自治会（6自治会）~~ 注：平成26年10月現在⇒10自治会
ゆずりは台・逆瀬台2丁目・逆瀬台・青葉台・宝梅園団地・光ガ丘
上記6自治会は「逆瀬川小学校区自治会協議会」を発足させました。
- ⑤ ~~みなし自治会（8管理組合）~~ 注：平成26年10月現在⇒4管理組合
~~逆瀬川マンション団地 管理組合法人・阪急逆瀬台マンション 管理組合・~~
~~逆瀬台住宅 管理組合・団地管理組合法人 逆瀬川グリーンハイツ~~
~~シャンティ逆瀬川 管理組合・逆瀬川パークマンション 管理組合~~
~~宝塚西山住宅 管理組合・阪急逆瀬台マンション-アヴェルデ 管理組合~~
(シャンティ逆瀬川のみ100世帯未満)

<みなし自治会の形態について>

- * 自治会組織の有無。(管理組合とは別)
- * オーナー方式 又は 賃貸方式。
住民 = オーナー 必ず管理組合に加入する。
住民 ≠ オーナー の割合は？ 管理組合に加入が出来ますか？

[自治会組織]：該当地域の住民は「加入する権利」を有する“任意団体”です。
[管理組合組織]：“不動産オーナー組織”であり、総ての住民が「加入する権利」を持たない（借家人・等）可能性があります。

⑥ 老人ホーム（1園）

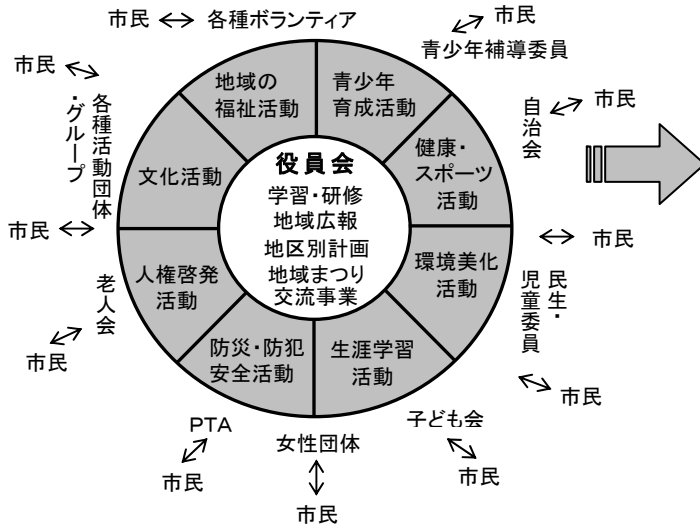
エデンの園の「住民組織」は、施設管理者 ではなく「入園者」です。

以 上

宝塚市まちづくり協議会の定義について

地域のまちづくり協議会のイメージ図

《宝塚市発行「コミュニティの創造と発展」より》



《宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱》

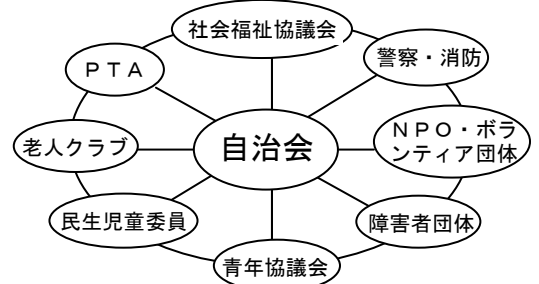
(定義) 第3条 (1) まちづくり協議会

地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決に向けた事業を行うことを目的に、概ね小学校区を範囲に、地域の公共的団体及び地域で活動する団体の代表者並びに地域住民により主体的に組織化された団体をいう。

事例 生駒市校区市民自治協議会

自治会と各種団体との協働

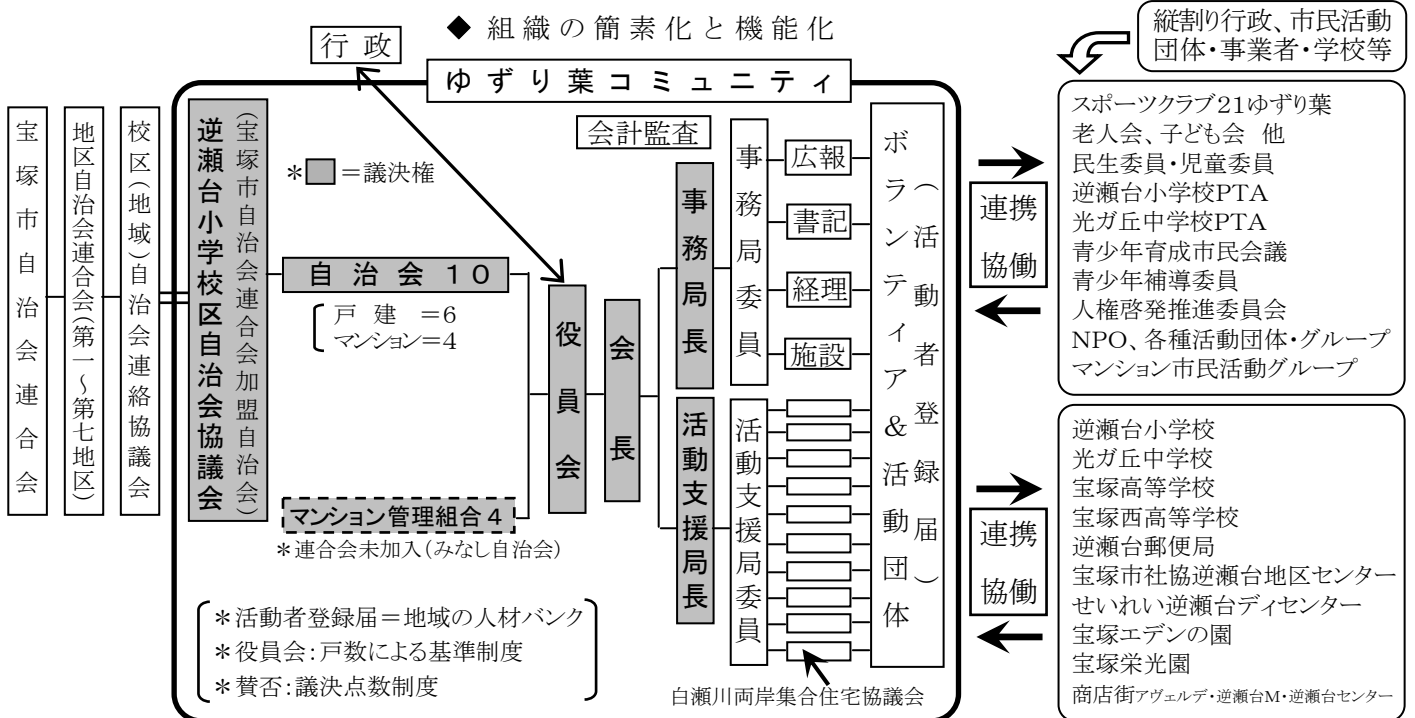
タテ+ヨコ=総合的なまちづくり組織



生駒市人口=120,334人、世帯数=47,063世帯

《参考：生駒市自治連合会ホームページより》

逆瀬台小学校区まちづくり協議会「ゆずり葉コミュニティ」組織図



宝塚市自治会連合会傘下における
各地域自治会組織の再編運動の実施について

自治会長の職責「責任と義務」を原点とする達成感について自己点検を試みる習慣運動の実施を組織の活性化運動として採用する。

～ 点検活動の基準 ～

各自治会長は、宝塚市自治会連合会規約に照らし、その本文とする「自治会は、市民の生活、文化向上と自治会相互の連携を図り、美しいまち宝塚の発展に寄与することを目的とし、地域に根ざした責任のある団体として市民自治に貢献する。」を順守する事であります。

1. 点検活動の実施 === 原点を顧み改革再編運動の展開

それぞれの自治会長は、宝塚市民憲章を心に持ち市民挙ってまちづくりに参加を呼びかけ地域の環境、防犯防災、子育てと教育、高齢者の生活介護を基盤とする組織を再編し、みんなで支え合う地域に根ざし責任のある母体として自治会を確立し他の地域との相互連携において美しいまち宝塚の実現に寄与する。

- ・自治会組織機能の改革（点検による再編＝活動機能を充実した組織の再編）
- ・活動領域の拡充を図る有能な役員人材の推薦

宝塚市自治会連合会の組織



「自治会長としての認識」

- 1 各地区の代表として選ばれた正副会長、理事は仲間意識を持つことが大切です。足りない部分は補い合い、助け合いの精神でそれぞれの地区の問題に取り組んでいかなければなりません。各地区の正副会長は、地域の問題はまず自分たちの地域で解決する心構えで臨んでください。正副会長が連携して取り組んでも解決できない場合に初めて、連合会の議案として問題を提起するようにしてください。
- 2 各地区の理事は連合会のさまざまな場面で、連合会長をサポートする義務を持ちます。正当な手続きを経て選出された連合会会長は、自治会連合会の意見を取りまとめる最終的な責任と決定権を持っています。連合会長は万人が納得する解決策がない場合、常に最善策を選びながら、会を運営していきます。連合会会長の取り組んでいる課題に対して、各地区の理事は連合会会長と一致団結して、連合会の問題を解決していく前向きな姿勢を持っていただきたいと思います。

小学校区単位のコミュニティ

2. 「まちづくり協議会」形成と「自治会」の充実が宝塚市の基本的考え方

—宝塚市のコミュニティ行政の基本的考え方—

生き生きとした豊かで誇りある地域社会づくりをめざすものであることを基本とし、自治会が充実され、その自治会を中核とする小学校区単位のまちづくり協議会が形成されるよう、次の考え方が大切です。

①従来の自治会の連携を軸とし、また自治会活動が更に充実することをめざし、人口約1万人の概ね小学校区に、個人が尊重され、また個人参加が可能な、民主的で開放的な新たなコミュニティ活動ができるよう支援します。

②市民主体・自己決定による「まちづくりの住民協議体」であること。

③子どもでも高齢者でも参加できる距離を重んじ、概ね**小学校区単位**であること。

最小行政単位：連合会組織としない

④総合計画・都市計画を含む行政計画（まちづくり）への参加のしくみをめざすこと。

⑤組織づくりは**自治会を中核**とするほか、あら

自治会が
総理・統
治・統制
牽引役
…する

自治会と各種団体との協働
★ 地域自治＝合意形成の確立
★ 相互補完の原則

―理念については①②のよう
に説明されています。―

また、日常取り組まれている連帯感の醸成や人の和づくりのための活動は、めざすべき目標のひとつですが、そのために形式化した行事にふりまわされることがコミュニティ活動ではありま
せん。住民が必要とする活動を組み立て、地域課題克服について多くの住民の主体的参加を進め、生活の場へ認識を深めていくこと。この住民の主体的形成過程が、コミュニティの成熟過程です。

ゆるボランティアグループや目的別団体の参加できる**市民の横断的連帯**をめざすものであること。

まち協補助金交付要綱：地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決に向けた事業を行うことを目的

⑥行政は市設整備や活動助成金で支援します。

⑦既存の自治会活動を尊重しつつ、自治会との連携により、ともに民主的な役割分担をめざすこと。また、より大きなエリア（7つの領域）でのコミュニティ間どうしの相互連絡をめざすこと。

⑧急進的変革ではなく、現実的に一歩ずつ進む



まちづくり協議会の3段階によるステップアップ
1ステップ＝組織構成発足、情報紙、ふれあいイベント
2ステップ＝環境・美化活動、健康スポーツ、子ども達の地域育成、地域福祉活動等
3ステップ＝まちづくり計画と自治課題への日常的取り組み

日本のコミュニティ政策の理念「市民主体・市民参加によるまちづくりと人間性の回復」

①総じて、コミュニティづくりは、旧体質的な共同秩序を克服し、個人が尊重され、地域で共同関係を広げ、また共同社会の再生（市民参加によるまちづくり）の目標に向かっていくことで発展しています。（概ね小学校区を基本領域とし、その基礎には町内会自治会活動があります）

《 地域ごとのまちづくり計画を見直しました 》

平成22年7月30日付で宝塚市へ提出

計画書の提出後に実施されたものは削除済み

No	主体	施 策 内 容
1	協働	ゆずり葉緑地からドングリふれあいの森・ヤマボウシふれあいの森、ガケ崩壊防止工事跡(緑と花づくりエリア)をネットワークする散策路を整備する。
2	行政	裏山ハイキングコースの一つである行者山の前山無名峰に住民募集によるネーミングを行い、国土地理院の地形図に記載出来るようにする。
3	行政	西宮市に抜ける県道明石神戸宝塚線に散策路としての歩道を新設し、国立公園・檜が峰、甲山森林公園、ゆずり葉散策路から行者山へのアクセスを強化し、阪急仁川駅より阪急宝塚駅に至る宝塚市西部ハイキングコースの整備を行う。
4	行政	ゆずり葉台分岐点から盤滝口交差点までのかつての歩行道路の復元を図る。
5	行政	ゆずり葉緑地の恵まれた自然の中でリレーションをもっと市民が楽しむために広域から人々の集まる場所であり、違法駐車解消のための駐車場の充実や北部地帯にトイレの新設をする。
6	協働	ゆずり葉緑地の恵まれた自然の中でリレーションをもっと市民が楽しむために広域から人々の集まる場所であり、ゴミ対策の美化看板の設置を行う。
7	行政	逆瀬川マンション北側から逆瀬台住宅に沿う白瀬川両岸に散策路と護岸のモルタルを一定の間隔で露地を穿って植樹と花木・花草を植栽してアメニティロードとしていく。
8	協働	集合住宅内の市立公園と市設緑地の花壇植栽は、園芸愛好者サークルに開放し花壇を整備して市民の憩いの場とする。
9	協働	「コミュニティの部会」「グリーン逆瀬台」「花と緑の会」「青葉会」などの活動を中心に、地域住民がお互いに声を掛け合い、助け合って地域内公園、公共用地の樹木や花の補植、清掃等の居住環境の保全・育成や山の自然や散策路の維持管理、及び健康と美化を兼ねた散策活動の活性化に努める。
10	行政	深谷貯水池を周囲に桜木を植樹して花見の名所にするるとともに、水にふれあえる公園として有効活用できるようにする。
11	行政	宝塚ゴルフ場の農薬散布に係る情報を定例的に行うよう要望する。
12	行政	小学校・中学校・高校の体育館や運動場・空教室、各集合住宅の集会所・体育施設を一定条件の下に地域住民に開放し、スポーツ活動・コミュニティ活動の活性化を図る。
13	協働	地域のコミュニティ活動の中心となる、「ゆずり葉コミュニティルーム」を更に一層有効活用するため、周辺の環境条件の充実、例えば必要最低限の駐車場新設や出入り口等の整備を行う。
14	行政	併せて、参加者おさそい相乗り運動の実施や福祉タクシー乗り合い制度、ミニバス(100円バス)の導入を検討していく。
15	協働	自治会館の管理運営権の自治会への委譲を機に自治会館を地域住民のふれあいサロンとして活用して行く。
16	市民	地域の有志に、街かどふれあいスペース(蔵書の公開、オープンガーデン、趣味の品作品展など)を提供してもらい、地域住民間のふれあい・交流を活発にする。
17	協働	独居老人の意向をふまえながら、病弱、持病がある人や障害がある人達の希望をまとめ、緊急通報システムや買い物の手伝いなどの具体的な見守り運動を民生委員と連携して構築・展開する。
18	協働	空巣、痴漢、いたずら電話が多発していることから、防犯対策として、交番と警ら箱、警察官立寄り所の設置を要望するとともに防犯パトロールを強化する。児童の防犯に対しては、アトム110番の周知に努める。
19	行政	県道明石神戸宝塚線に沿ってマンション群があり、車の騒音が大きく、速度制限や看板の設置、警察官の配置などの騒音対策を行う。
20	協働	逆瀬台の住宅地内にあるバス通りは、周辺地域からの車の通り抜けが多く危険である。警察と連携のもと、スピード制限を遵守するよう安全対策、騒音防止活動を行う。
21	協働	逆瀬台1丁目の若瀬橋付近は、3道路が交差し、住宅街で見通しが悪い上に県道明石神戸宝塚線に通り抜けする車が非常に多いため、通学時は大変危険である。保護者の立ち番の他、警察官の交通整理など児童の安全対策を推進する。
22	行政	青葉台の㊤蔵人台共同墓地及び㊦市営西山霊園に、墓参のための駐車場の新設を行う。
23	行政	逆瀬台5丁目から共同墓地横を通り南口・逆瀬川方面への道路において、道路中央の部分が高くなっており、現在の停止ラインで止まっても逆瀬台方面から来る車は見えないので大変危険につき安全対策を行う。

No	主体	施 策 内 容
24	協働	路上駐車は、車椅子の障害となり、また見通しも悪くなるので、取り締まりを強化するよう警察署へ要望すると共に、地域独自のパトロール等に取り組む。
25	行政	県道明石神戸宝塚線は、荒地西山線が開通すると交通量がますます増大する。このため、白瀬川西詰から論鶴羽橋北詰までの区間で、以下の4点について検討及び事業化を推進する。
26	行政	㊤3車線にして、右左折レーンの完全整備を行うこと。
27	行政	㊦南側沿いに幅広いグリーンカラーの歩道を設置すること。
28	行政	㊧その歩道区域は、常緑高木の緑地化とその樹間はベンチ等を置いて憩いの場とすること。
29	行政	㊨現在2カ所あるバス停に十分なポケットを設置すること。
30	協働	コミュニティ西側に広がる里山は宝塚市全体の貴重な自然であり、健康づくり活動とも連携しつつ、ボランティアな管理活動の推進を図る。
31	行政	県道明石神戸宝塚線やバス通りの沿道は、街並みの統一・街路樹の統一・潇洒なデザインの街路燈設置、歩道の美装化など安全で快適な道路空間づくりに努める。
32	行政	逆瀬台1丁目から白瀬橋を渡った4丁目公園の正面入口付近は、夜間暗く通行が危険であるし、防犯上も問題がある。まちの入口にふさわしい潇洒なデザインの街路燈を設置する。
33	協働	県道明石神戸宝塚線に沿う宝塚ゴルフ場の鉄柵フェンス・コンクリートポール・ネットはまちの景観を大きく損ねているため、ゴルフコースの設計を見直すなどしてこれらの撤去検討を要望していく。
34	市民	小学校、中学校の教育のなかで地域の魅力や問題点の発見学習を行い、まちづくりに対する意識や地域への愛着を育む。
35	市民	大人から積極的に子ども達に声をかける「あいさつ運動」を実施する。
36	市民	地域で活動している各種団体の交流会、情報交換のためのイベント等を開催する。
37	市民	地域内の様々な才能をもった住民に参加を呼びかけ、仮称「文化・技能祭」を開催し、音楽会や住民持ち寄りの作品展示・観賞等を通じ地域文化の発揚と交流を定着する。
38	市民	また、これらの方々を「人材バンク」として登録し、いざというときに活躍していただけるシステムをつくる。
39	市民	地域住民を対象としたまちづくり学習、講演会の開催、県・市などが主催するまちづくり研修会への派遣・参加を積極的に行う。また、他コミュニティや他自治体のまちづくり協議会と交流を行い、学習する。
40	市民	ミミズクポスト、ゆずり葉だより、ホームページの充実を努め、双方向の意見交換ができるシステムを検討する。
41	協働	「白瀬川の自然を育てる会」を発足させて、白瀬川の自然豊かでホテル鑑賞、自然観察などの住民が楽しめる環境に変貌させ、住民の交流の場づくりを目指す。

備考：施策番号の40番は、内容を要約しています。